

## 補助金受給までの手続き

### 交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日又は補助対象システム付建売住宅引渡しの15日以上前までに申請が必要です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。</li> <li>記入日、申請者氏名、申請内容及び金額の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなります。</li> <li>複数システムを設置する場合は、最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。</li> </ul>	
システム設置概要書（様式第2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成にあたっては、記入例をご確認ください。</li> </ul>	
申請システムごとの補助対象経費が確認できる書類（契約書又は見積書）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。</li> <li>契約日または見積書作成日、申請者氏名、申請システムごとの補助対象経費を確認します。</li> </ul> <p>例：一体的導入（太陽光＋蓄電池＋HEMS）の場合 太陽光、蓄電池、HEMSそれぞれの補助対象経費を確認します。</p>	
システム設置予定場所の地図	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地確認に伺う場合があります。システム設置予定住宅に印をつけてください。</li> </ul>	
建売住宅の売買契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象システム付建売住宅として申請する方のみ</li> <li>お客様控と区別がある場合、お客様控が必要です。</li> </ul>	
所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>借用住宅の方のみ</li> </ul>	

#### \*その他注意事項\*

- 申請方法は2種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
- 交付申請書の提出時に市税の滞納状況の確認を行います。
- 提出日前1週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
- 必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

#### 〈電子申請〉

- 市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
- 様式第1と様式第2はPDF形式で提出してください。



### 交付決定

審査後、交付決定通知書を送付します。（2週間程度）

交付決定通知書が手元に届いてから、補助対象システムに係る設置工事に着手、または補助対象システム付建売住宅の引渡しをしてください。

※申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

# 補助金受給までの手続き

## 1 交付申請

令和8年4月1日(水)～令和9年2月18日(木)にあいち電子申請または窓口にて提出してください

補助対象システムに係る設置工事に着手する予定日又は補助対象システム付建売住宅の引渡し予定日の15日以上前までに申請  
※交付決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助対象外です。

申請者へ交付決定通知が送付される  
(受付後から2週間程度)

## 2 交付決定

## 3 設置工事・引き渡し

- ・決定通知書が手元に届いてから着工してください。
- ・申請内容に変更があった場合は、速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

## 4 実績報告

事業完了日から3か月後の末日または令和9年3月5日(金)のいずれか早い日までにあいち電子申請または窓口にて提出してください

指定口座に振込み  
(受付後から1か月程度)

## 5 補助金交付

申請者

安城市 環境都市推進課（北庁舎2階）

- ・各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。  
(ホーム>生活・サービス>お得な制度>スマートハウス普及促進補助金制度)
- ・書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- ・書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。